

平成20年第1回三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その7)

区 分	件 名	概 要																
<p>予算 (1件) 総務部</p> <p>条例案 (5件) 健康福祉部</p>	<p>【1】 平成20年度三重県一般会計補正予算(第1号)</p> <p>【2】 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>1 件</td> <td rowspan="5" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">議案 1 2 件</td> </tr> <tr> <td>条 例 案</td> <td>5 件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>6 件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>1 4 件</td> </tr> <tr> <td>認 定 出</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2 7 件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1)三重県特定不妊治療費助成規則に基づく知事の権限に属する特定不妊治療費助成事業に係る事務のうち、申請受付等に関するものを市町の事務とするものとする。</p> <p>(2)社会保険診療報酬支払基金法の規定による知事の権限に属する肝炎治療特別促進事業に係る事務のうち、四日市市の区域に関するものを同市の事務とするものとする。</p> <p>(3)薬事法施行規則の一部を改正する省令の施行に基づく知事の権限に属する登録販売者受験申請等に係る事務のうち、四日市市の区域に関するものを同市の事務とするものとする。</p> <p>(4)化製場等に関する法律に基づく知事の権限に属する死亡獣畜取扱場以外における処理の許可に係る事務を処理することとしている市町から四日市市を除くものとする。</p> <p style="text-align: center;">参 考</p> <p>地方自治法 (条例による事務処理の特例) 第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。</p>	予 算	1 件	}	議案 1 2 件	条 例 案	5 件	その他議案	6 件	報 告	1 4 件	認 定 出	1 件	計	2 7 件		
予 算	1 件	}	議案 1 2 件															
条 例 案	5 件																	
その他議案	6 件																	
報 告	1 4 件																	
認 定 出	1 件																	
計	2 7 件																	

区 分	件 名	概 要
環境森林部 健康福祉部	<p>【3】 三重県手数料条例の一部を 改正する条例案</p> <p style="text-align: center;">参 考</p> <p>1 温泉法関係 温泉法の一部改正（平成19年法律第121号） ・平成19年6月に渋谷区の温泉施設で起きた爆発事故等を踏まえ、温泉から発生する可燃性天然ガスによる災害を防止するため、法目的に「可燃性天然ガスによる災害の防止」を加えるとともに、温泉の掘削及び採取に際し、具体的な災害防止対策の実施を義務付けた。</p> <p>(1) 目的の改正（第1条） (2) 土地の掘削に伴う災害の防止（第4条～第9条の2） (3) 温泉の採取の許可制の新設（第14条の2） (4) 災害防止措置が必要ない旨の確認（第14条の5） (5) 基準不適合の場合の許可取消し、措置命令（第14条の9） (6) 採取廃止後の措置命令（第14条の8）、緊急措置命令（第14条の10）</p> <p>2 保健師助産師看護師法関係 保健師助産師看護師法の一部改正（平成18年法律第84号） ・医療過誤等による看護師等の行政処分が増加傾向にあることを踏まえ、社会的責任に関する自覚を促すとともに看護技術の水準を確保するため、厚生労働大臣が行政処分を受けた看護師等に対して再教育研修の受講を命ずることができることになった。また、准看護師については、都道府県知事が行政処分を行い、再教育研修の受講を命ずることができることになった。</p> <p>(1) 准看護師再教育研修の実施（第15条の2第2項） (2) 准看護師再教育研修修了登録証の交付（第15条の2第5項）</p>	<p>温泉法の一部改正等にかんがみ、手数料についての規定を整備するものである。 （平成20年10月1日（一部公布の日、平成20年8月1日）から施行）</p> <p>（主な改正内容）</p> <p>(1)温泉法関係 掘削のための施設等の変更許可申請手数料、増掘のための施設等の変更許可申請手数料、温泉の採取の許可申請手数料、温泉の採取の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料、可燃性天然ガスの濃度についての確認申請手数料及び温泉の採取のための施設等の変更許可申請手数料の追加</p> <p>(2)保健師助産師看護師法関係 准看護師の再教育研修手数料及び准看護師の再教育研修修了登録証の交付手数料の追加</p>

区 分	件 名	概 要
総務部	<p>【 4 】 三重県農村地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>農村地域工業等導入促進法第十条の地区等を定める省令の一部改正にかんがみ、県税の特例措置について改正を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">（公布の日から施行）</p> <p>（主な改正項目） ・特例の適用期限を平成21年12月31日まで延長するものとする。</p>
<p style="text-align: center;">参 考</p> <p>農村地域工業等導入地区内において、一定の工業等設備を新設し、又は増設した者について、地方税法第6条第1項により、不動産取得税、事業税（3年間）又は県固定資産税（3年間）を課税免除する県税の特例を定めたものである。</p>		
教育委員会	<p>【 5 】 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案</p>	<p>県立高等学校の配置及び規模の適正化を図るため、新たに伊賀市に高等学校を設置するものである。</p> <p style="text-align: right;">（平成21年4月1日（一部公布の日）から施行）</p> <p>（主な改正内容） ・三重県立伊賀白鳳高等学校に係る規定を加える。</p>
<p style="text-align: center;">参 考</p> <p>伊賀白鳳高等学校の概要</p> <p>(1) 設置場所 上野工業高等学校校地（一部上野農業高等学校の農場を使用）</p> <p>(2) 入学定員 280人（1学年7学級）</p> <p>(3) 学科構成 工業、農業、商業、福祉の4学科、13コース</p>		
病院事業庁	<p>【 6 】 三重県病院事業条例の一部を改正する条例案</p>	<p>県民の多様な医療ニーズに的確に対応するため、使用料についての規定を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">（公布の日から施行）</p> <p>（主な改正内容） ・医療相談料の金額を10,500円（現行5,250円）以下で病院事業の管理者が定める額に改める。</p>
<p style="text-align: center;">参 考</p> <p>医療相談料の改定について</p> <p>医療相談料において、セカンドオピニオン（診断及び治療法について、主治医以外の医師が提示する医療上の意見に係る相談）に係る料金を、1件10,500円として新たに導入する。（相談時間は、1件1時間以内とする。）</p>		

区 分	件 名	概 要
その他議案 (6件) 総務部	<b>【7】</b> 訴えの提起(和解を含む。) について	滞納県税を徴収するため、滞納者が第三債務者である相手方に対して有する不当利得返還請求権及び年5分の割合による金額の支払請求権を差し押さえ、相手方に対してその支払を求めたが、期限までに納付がないため、訴えにより支払を求めるものである。
	参 考 1 相手方住所氏名 2 事件名 3 事件の内容 4 請求の趣旨	京都市下京区烏丸通五条上の高砂町381-1 アイフル株式会社 代表取締役 福田 吉孝 不当利得返還請求権差押に係る支払請求事件(その1) 津総合県税事務所長は地方税法第73条の36に基づき、平成20年1月18日に不動産取得税滞納者が相手方に対して有する不当利得返還請求権及びこれに対する年5分の割合による金額の支払請求権の差押を行ったが、相手方がこれを期日までに支払わないため、その支払を求める訴訟である。 三重県が相手方に対して、255,119円及びこれに対する年5分の割合による金額の支払を求める。
	<b>【8】</b> 訴えの提起(和解を含む。) について	滞納県税を徴収するため、滞納者が第三債務者である相手方に対して有する不当利得返還請求権及び年5分の割合による金額の支払請求権を差し押さえ、相手方に対してその支払を求めたが、期限までに納付がないため、訴えにより支払を求めるものである。
	参 考 1 相手方住所氏名 2 事件名 3 事件の内容 4 請求の趣旨	東京都品川区東品川2丁目3番14号 CFJ株式会社 代表取締役 グレン・バックリー 不当利得返還請求権差押に係る支払請求事件(その2) 津総合県税事務所長は地方税法第73条の36に基づき、平成20年1月18日に不動産取得税滞納者が相手方に対して有する不当利得返還請求権及びこれに対する年5分の割合による金額の支払請求権の差押を行ったが、相手方がこれを期日までに支払わないため、その支払を求める訴訟である。 三重県が相手方に対して、34,534円及びこれに対する年5分の割合による金額の支払を求める。
	<b>【9】</b> 訴えの提起(和解を含む。) について	滞納県税を徴収するため、滞納者が第三債務者である相手方に対して有する不当利得返還請求権及び年5分の割合による金額の支払請求権を差し押さえ、相手方に対してその支払を求めたが、期限までに納付がないため、訴えにより支払を求めるものである。
	参 考 1 相手方住所氏名 2 事件名 3 事件の内容 4 請求の趣旨	東京都新宿区西新宿八丁目15番1号 株式会社武富士 代表取締役 近藤 光 不当利得返還請求権差押に係る支払請求事件(その3) 津総合県税事務所長は地方税法第73条の36に基づき、平成20年1月18日に不動産取得税滞納者が相手方に対して有する不当利得返還請求権及びこれに対する年5分の割合による金額の支払請求権の差押を行ったが、相手方がこれを期日までに支払わないため、その支払を求める訴訟である。 三重県が相手方に対して、427,884円及びこれに対する年5分の割合による金額の支払を求める。

区 分	件 名	概 要
総務部 つづき	【10】 訴えの提起(和解を含む。) について	滞納県税を徴収するため、滞納者が第三債務者である相手方に対して有する不当利得返還請求権及び年5分の割合による金額の支払請求権を差し押さえ、相手方に対してその支払を求めたが、期限までに納付がないため、訴えにより支払を求めるものである。
	参 考 1 相手方住所氏名 2 事件名 3 事件の内容 4 請求の趣旨	東京都新宿区西新宿八丁目15番1号 株式会社武富士 代表取締役 近藤 光 不当利得返還請求権差押に係る支払請求事件(その4) 津総合県税事務所長は地方税法第72条の68に基づき、平成20年1月18日に個人事業税滞納者が相手方に対して有する不当利得返還請求権及びこれに対する年5分の割合による金額の支払請求権の差押を行ったが、相手方がこれを期日までに支払わないため、その支払を求める訴訟である。 三重県が相手方に対して、379,377円及びこれに対する年5分の割合による金額の支払を求める。
	【11】 訴えの提起(和解を含む。) について	滞納県税を徴収するため、滞納者が第三債務者である相手方に対して有する不当利得返還請求権及び年5分の割合による金額の支払請求権を差し押さえ、相手方に対してその支払を求めたが、期限までに納付がないため、訴えにより支払を求めるものである。
	参 考 1 相手方住所氏名 2 事件名 3 事件の内容 4 請求の趣旨	京都市下京区烏丸通五条上の高砂町381-1 アイフル株式会社 代表取締役 福田 吉孝 不当利得返還請求権差押に係る支払請求事件(その5) 津総合県税事務所長は地方税法第72条の68に基づき、平成20年1月18日に個人事業税滞納者が相手方に対して有する不当利得返還請求権及びこれに対する年5分の割合による金額の支払請求権の差押を行ったが、相手方がこれを期日までに支払わないため、その支払を求める訴訟である。 三重県が相手方に対して、370,377円及びこれに対する年5分の割合による金額の支払を求める。
	【12】 訴えの提起(和解を含む。) について	滞納県税を徴収するため、滞納者が第三債務者である相手方に対して有する不当利得返還請求権及び年5分の割合による金額の支払請求権を差し押さえ、相手方に対してその支払を求めたが、期限までに納付がないため、訴えにより支払を求めるものである。
	参 考 1 相手方住所氏名 2 事件名 3 事件の内容 4 請求の趣旨	東京都新宿区西新宿八丁目15番1号 株式会社武富士 代表取締役 近藤 光 不当利得返還請求権差押に係る支払請求事件(その6) 鈴鹿県税事務所長は地方税法第72条の68他に基づき、平成20年2月12日に個人事業税他滞納者が相手方に対して有する不当利得返還請求権及びこれに対する年5分の割合による金額の支払請求権の差押を行ったが、相手方がこれを期日までに支払わないため、その支払を求める訴訟である。 三重県が相手方に対して、1,502,235円及びこれに対する年5分の割合による金額の支払を求める。

区 分	件 名	概 要
報告 (15件) 県土整備部	【13】 専決処分報告について (訴えの提起(和解を含む。) について)	県営住宅家賃の滞納に伴う家賃の請求等の訴えの提起(和解を含む。)を行った。
健康福祉部	【14】 専決処分報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成18年3月9日鈴鹿市追分地内の東名阪自動車道上り車線において発生した健康福祉部(こども家庭室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。  損害賠償額 3,746,170円
県土整備部	【15】 専決処分報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成19年6月18日尾鷲市南浦地内の国道425号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。  損害賠償額 37,730円
総務部	【16】 平成19年度三重県一般会 計繰越明許費繰越計算書	地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づくもの。
	【17】 平成19年度三重県一般会 計事故繰越し繰越計算書	地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づくもの。
	参 考 繰越内容・理由 下水道関連公共施設整備費(県土整備部) 工事施工の支障となる鉄塔の移設について、隣接地権者の反対により、移設予定地が変更となるなど不測の日数を要したため。	

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部</p>	<p>【18】 平成 19 年度三重県港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書</p> <p>【19】 平成 19 年度三重県流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書</p> <p>【20】 平成 19 年度三重県流域下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書</p>	<p>地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づくもの。</p> <p>地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づくもの。</p> <p>地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定に基づくもの。</p>
<p style="text-align: center;">参 考</p> <p>繰越内容・理由</p> <p>国補北勢沿岸流域下水道（南部）建設費 施工能力を有する業者の多くが指名停止となり、競争性が確保できなくなったため、その対応に不測の日数を要したため。</p> <p>国補中勢沿岸流域下水道（志登茂川）建設費 工事の施工管理資料におけるデータの一部について改ざんされたことが判明したため、施工品質の確認等の必要が生じ、その対応に不測の日数を要したため。</p>		
<p>企業庁</p>	<p>【21】 平成 19 年度三重県水道事業会計予算繰越計算書</p> <p>【22】 平成 19 年度三重県工業用下水道事業会計予算繰越計算書</p>	<p>地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づくもの。</p> <p>地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づくもの。</p>

区 分	件 名	概 要
企業庁 つづき	<p>【23】 平成 19 年度三重県電気事業会計予算繰越計算書</p> <p>【24】 平成 19 年度三重県水道事業会計継続費繰越計算書</p> <p>【25】 平成 19 年度三重県電気事業会計継続費繰越計算書</p> <p>【26】 議会の議決すべき事件以外の契約等について</p>	<p>地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づくもの。</p> <p>地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づくもの。</p> <p>地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づくもの。</p> <p>地方公営企業の業務に関する予定価格 5 億円以上の工事又は製造の請負の契約の変更</p> <p>【契約名称】ゆめが丘浄水場築造工事  【履行場所】三重県伊賀市ゆめが丘 地内  【契約金額】1,742,237,700 円  【契約方法】随意契約（変更契約）  【契約の相手方の住所及び氏名】  三重県津市羽所町 375 番地  飛島・日本土建・三和特定建設工事共同企業体  代表者 飛島建設株式会社三重営業所  所長 加藤賢二  【変更契約締結の年月日】  平成 20 年 5 月 15 日  【契約期間】変更前 平成 18 年 6 月 28 日から  平成 20 年 5 月 30 日まで  変更後 平成 18 年 6 月 28 日から  平成 20 年 7 月 31 日まで</p>
提出 ( 1 件 )	<p>【27】 県の出資等に係る法人の経営状況に関する説明書</p>	<p>地方自治法第 243 条の 3 第 2 項及び同法施行令第 173 条の規定により、三重県土地開発公社など 11 法人の経営状況を説明する書類を提出するものである。</p>